

## 寄附金に対する優遇措置

ご芳志賜りました寄附金は、税法上次の優遇措置が受けられます。

公益社団法人子ども情報研究センター

寄附金控除(所得控除)を受けることができます。

寄附金(年間総所得の40%に相当する額が上限)が2千円を超える場合は、その超えた金額がその年の課税所得金額から控除されます。

●寄附金控除により還付される所得税の目安(参考)

課税所得金額	300万円	400万円	500万円 600万円	700万円 ~900万円	1,000万円
寄附金額 (単位:円)	還付額 (単位:円)				
10,000	800	1,600	1,600	1,840	2,640
30,000	2,800	5,600	5,600	6,440	9,240
50,000	4,800	9,600	9,600	11,040	15,840
100,000	9,800	19,600	19,600	22,540	32,340
200,000	19,800	39,600	39,600	45,540	65,340
300,000	29,800	59,600	59,600	68,540	98,340
400,000	39,800	79,600	79,600	91,540	131,340
500,000	49,800	99,600	99,600	114,540	164,340
600,000	59,800	119,600	119,600	137,540	197,340
700,000	69,800	139,600	139,600	160,540	230,340
800,000	79,800	159,600	159,600	183,540	263,340
900,000	89,800	179,600	179,600	206,540	263,340
1,000,000	99,800	199,600	199,600	229,540	329,340

※還付額は、あくまで目安とお考えください。当法人の発行した領収証を添えて確定申告してください。